

協議項目第10号

地域審議会の設置について

地域審議会の設置について提出する。

平成16年1月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

地域審議会の設置について
市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

平成16年1月22日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 0 地域審議会の設置	関 係 項 目
調 整 方 針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」とおりとする。	

地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 事 項											
地域審議会の設置に関する事項 (設置) 第1条 合併後の上島町に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>設 置 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓削地区地域審議会</td><td>合併前の弓削町の区域</td></tr> <tr> <td>生名地区地域審議会</td><td>合併前の生名村の区域</td></tr> <tr> <td>岩城地区地域審議会</td><td>合併前の岩城村の区域</td></tr> <tr> <td>魚島地区地域審議会</td><td>合併前の魚島村の区域</td></tr> </tbody> </table> (設置期間) 第2条 審議会の設置期間は、上島町設置の日から平成27年3月31日までとする。 (所掌事務) 第3条 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 (1) 新町建設計画の変更に関する事項 (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項 (3) その他町長が必要と認める事項 2 審議会は必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。 (組織) 第4条 審議会は、設置区域ごとに委員5名以内で組織する。 (委員) 第5条 委員は、当該審議会の設置区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験を有する者 (任期) 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	名 称	設 置 区 域	弓削地区地域審議会	合併前の弓削町の区域	生名地区地域審議会	合併前の生名村の区域	岩城地区地域審議会	合併前の岩城村の区域	魚島地区地域審議会	合併前の魚島村の区域	(会長及び副会長) 第7条 審議会ごとに会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。 2 会長は、その者の属する審議会の会務を総理し、当該審議会を代表する。 3 副会長は、その者の属する審議会の会長を補佐し、当該会長に事故あるときは、又は当該会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ当該審議会の会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は町長が招集する。 2 会議は、当該審議会の委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。 3 会長は、当該審議会の会議の議長となる。 4 議事は、当該審議会の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、各総合支所の企画を担当する課において処理する。 (雑則) 第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。
名 称	設 置 区 域										
弓削地区地域審議会	合併前の弓削町の区域										
生名地区地域審議会	合併前の生名村の区域										
岩城地区地域審議会	合併前の岩城村の区域										
魚島地区地域審議会	合併前の魚島村の区域										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	10 地域審議会の設置	関係項目
調整の内容	資	料

地 域 審 議 会 と は	留 意 事 項
「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。 地域審議会は、 ① 合併関係市町村の協議により ② 期間を定めて ③ 合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置することができることとされており（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています（法第5条の4第2項）。 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません（法第5条の4第3項）。 また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません（法第5条第9項）。 地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。 新市町村の関係区域に係る事務に関して ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する 市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行 等 ・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる 公共施設の設置・運営管理 福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等 《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》	地域審議会の設置は、合併後の行政区域の規模や合併市町村の速やかな一体性の確立など、それぞれの地域の実情に応じて総合的に判断されるものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。これは、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併市町村の均衡ある発展を図って行く上で適切である場合などに、それぞれの地域の実情により主体的に判断されるべきものであると考えられるからです。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	10 地域審議会の設置	関係項目
調整の内容	資 料	

先 進 事 例				
【地域審議会を設置する先進事例】				
先進協議会名	あさぎり町 (H15.4.1合併)	東宇和・三瓶町 合併協議会 (H16.3.31までに合併予定)	宇摩合併協議会 (H16.4.1合併予定)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 (H16.11.1合併予定)
設 置	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	土居町、新宮村	西条市、東予市、丹原町、小松町
設 置 期 間	合併の日から平成25年3月31日	合併の日から平成26年3月31日	合併の日から平成27年3月31日	合併の日から平成27年3月31日
所 掌 事 務	1 新町建設計画の変更 2 新町建設計画の執行状況 3 地域振興のための基金の活用 4 新町の基本構想の作成及び変更 5 その他町長が必要と認める事項 に關し、意見を述べる。	1 新町建設計画の変更 2 新町建設計画の執行状況 3 地域振興のための基金の活用 4 新町の基本構想の作成及び変更 5 当該区域事務・事業に關し、意見を述べる。	1 新町建設計画の変更 2 新町建設計画の執行状況 3 地域振興のための基金の活用 4 新町の基本構想の作成及び変更 5 その他市長が必要と認める事項 に關し、意見を述べる。	1 新町建設計画の変更 2 新町建設計画の執行状況 3 その他市長が必要と認める事項 に關し、意見を述べる。
組 織	委員15名以内 1 区長 2 農林業団体、商工業団体 3 社会教育団体 4 学校教育団体 5 青年、女性、老人構成員組織 6 社会福祉関係 7 消防団員 学識経験	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者
任 期	2 年間	2 年間	2 年間	2 年間
会長及び副会長	会 長 1名 会長に事故あるときは指名委員	会 長 1名 副会長 1名	会 長 1名 副会長 1名	会 長 1名 副会長 1名
【地域審議会を設置しない先進事例】				
☆中主町・野洲町合併協議会 <野洲市；H16.10.1合併予定> 〔滋賀県 野洲郡 中主町、野洲町〕 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会は、設置しないものとする。 ※未設置調整案 地理的な障害や大きな生活実感の違いは少なく、むしろ「一つの地域として新たなまちづくりに取り組むべき」との積極的な考えから、地域審議会の設置はしない。 ☆田浦町・芦北町合併協議会 <H17.1.1合併予定> 〔熊本県 葦北郡 田浦町、芦北町〕 地域審議会については、設置しない。 ※未設置調整案 現在ある地区会長会、行政区長会等の自治組織を更に充実させ、より地域の意見が行政に反映されるシステムを構築する方が、様々な地域特性を有する当地域の実情に即する。				

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 0 地域審議会の設置	関 係 項 目
調整の内容	資	料

地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 法 令	
【地方自治法】 （委員会・委員の設置） 第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 【市町村の合併の特例に関する法律】 （市町村建設計画の作成及び変更） 第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。 一 合併市町村の建設の基本方針 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 三 公共的施設の統合整備に関する事項 四 合併市町村の財政計画 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。 5 総務大臣は、前項に規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。 6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。 9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。 10 第四項及び第五項の規定は、第七項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。	（地域審議会） 第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。 3 第二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。